

○八潮市資源回収団体奨励金交付要綱

昭和60年2月14日

告示第10号

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活に伴って排出される廃棄物の中から、再利用及び再資源化できるものを集団で回収する市民の団体に対し、資源回収団体奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、廃棄物の減量化を図ることを目的とする。

(令7告示111・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において「有価物」とは、古紙類、布類、ビン類その他再利用及び再資源化できる廃棄物をいう。

(交付の対象となる団体)

第3条 奨励金の交付の対象となる団体は、市内の町会、自治会、PTA及び子ども会等の営業を目的としない地域的団体とする。

(奨励金の交付)

第4条 市長は、前条の団体が有価物を回収し、資源回収業者に引渡したときに奨励金を交付するものとする。

(令7告示111・一部改正)

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、次の表に掲げる額を限度とし、予算の範囲内において市長が定める額とする。

有価物の種類	奨励金額
新聞類	1キログラム当たり8円
雑誌類	
段ボール類	
牛乳パック類	
その他雑紙類	
布類	
金属類	売上代金の30パーセントの額
ビン類、ビンケース	
ペットボトル	活動状況に応じ第四半期ごとに5,000円

2 奨励金の額に100円未満の端数があるときは、その額を切り捨てる。

(平5告示8・全改、平8告示56・平17告示50・令7告示111・一部改正)

(団体の登録)

第6条 奨励金の交付を受けようとする団体は、資源回収団体登録申請書(様式第1号)を市長に提出し、資源回収実施団体登録を受けなければならない。

(令7告示111・一部改正)

(交付申請)

第7条 前条の規定により資源回収実施団体登録を受けた団体(以下「実施団体」という。)が有価物の奨励金の交付を申請しようとするときは、資源回収奨励金交付申請書(様式第2号)に、資源回収業者が発行する取引数量及び金額を記載した取引伝票を添付し、市長に提出しなければならない。

2 奨励金の交付申請の受付締切日は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を受付締切日とする。

有価物の取引期間	奨励金交付申請の受付締切日
4月から6月まで	7月10日
7月から9月まで	10月10日
10月から12月まで	12月10日
1月から3月まで	3月31日

3 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認める場合は、奨励金の交付の申請を受け付けるものとする。ただし、当該取引伝票の発行日が奨励金の予算の年度に属さないものについては、この限りでない。

(平17告示50・令7告示111・一部改正)

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、奨励金の交付の可否及び交付額を決定し、当該年度の予算の範囲内において奨励金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、八潮市資源回収団体奨励金交付額確定通知書(様式第3号)により交付決定額を通知するものとする。ただし、実施団体が希望しない場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定により交付の決定をしたときは、前条第2項の表に規定する有価

物の取引期間が終了した日の属する月の翌月の末日に、第6条の規定により登録された実施団体の金融機関の口座に奨励金を振り込むものとする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に振り込むものとする。

(令7告示111・全改)

(登録事項の変更)

第9条 実施団体は、次に掲げる登録事項に変更が生じる予定があるとき又は生じたときは、資源回収団体登録事項変更申請書(様式第4号)を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 団体名
- (2) 団体代表者住所、氏名又は連絡先
- (3) 奨励金振込口座

(令7告示111・追加)

(奨励金の交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、実施団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第3条に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (3) 第9条に規定する申請を欠いたとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

(令7告示111・追加)

(登録の廃止)

第11条 実施団体が活動を終了するときは、資源回収団体登録廃止届(様式第5号)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、最後に奨励金を交付した日から起算して2年を超えて奨励金の交付の申請がない実施団体について、団体の登録の廃止をすることができる。

(令7告示111・追加)

附 則

この告示は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年告示第3号)

この告示は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年告示第83号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年告示第27号）

この告示は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成5年告示第8号）

この告示は、公布の日から施行し、平成5年1月1日から適用する。

附 則（平成6年告示第85号）

この告示は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成8年告示第56号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年告示第50号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第36号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年告示第111号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

資源回収団体登録申請書

年 月 日

(宛先) 八潮市長

団 体 名

代表者住所

代表者氏名

㊟

連 絡 先

資源回収団体として事業を実施したいので、八潮市資源回収団体奨励金交付要綱第6条の規定により登録を申請します。

記

1 活 動 地 域

2 世 帯 数

3 回 収 予 定 回 数 年 回

4 奨 励 金 振 込 口 座

銀 行		支 店					
信用金庫							
口座番号	普通・当座						
フリガナ	名 義 人						

5 添 付 資 料

(1) 団体名、代表者名、活動内容等が分かるもの

総会資料 団体会則 役員名簿 その他( )

(2) 奨励金振込口座が分かるもの

預金通帳(写し) その他( )

※振込口座の名義人が代表者以外(団体名のみを含む。)の場合は、下記に署名押印して下さい。

【受領委任】私は、資源回収奨励金の受領を上記口座名義人に委任します。

年 月 日

代表者氏名

㊟

様式第2号(第7条関係)

資源回収奨励金交付申請書

年 月 日

(宛先) 八潮市長

団 体 名

代表者住所

代表者氏名

㊟

連 絡 先

集団資源回収事業を下記のとおり実施したので、奨励金を交付して下さるよう八潮市資源回収団体奨励金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 奨励金交付申請金額 金 円

品 名	重 量 (kg)	申 請 金 額
新聞類		
雑誌類		
段ボール類		
牛乳パック類		
その他雑紙類		
布類		
金属類		
ビン類、ビンケース		
ペットボトル		
合 計		

2 回収実施日

3 添付書類 回収業者が発行した取引伝票 4 確定通知発行希望 有・無

5 記入者連絡先 住 所 氏 名  
連絡先

※提出前確認事項

- 団体名、代表者、振込先口座に変更がない。
- (変更がある場合のみ) 資源回収団体登録事項変更申請書(様式第4号)を提出した。
- 添付取引伝票の品名及び合計重量と申請書記載の品名及び合計重量が一致している。
- 必要事項を全て記入し、代表者の押印をした。

様式第3号(第8条関係)

八潮市資源回収団体奨励金交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

八潮市長 印

年 月 日までに申請のありました八潮市資源回収団体奨励金について、下記のとおり交付決定をしましたので通知します。

記

交 付 決 定 額	
交 付 年 月 日	年 月 日

様式第4号(第9条関係)

資源回収団体登録事項変更申請書

年 月 日

(宛先) 八潮市長

団 体 名  
代表者氏名  
担当者氏名  
連 絡 先

登録事項に変更がありますので、八潮市資源回収団体奨励金交付要綱第9条の規定により下記のとおり届出します。

記

1 団 体 名							
2 代 表 者	住所						
	氏名		㊟	連絡先			
3 奨励金振込口座	銀 行 支店 信用金庫						
	口座番号	普通・当座					
	フリガナ 名 義 人						
4 添 付 資 料	変更内容が分かるもの ( )						
5 変更(予定)年月日	_____年 _____月 _____日						

※振込口座の名義人が代表者以外(団体名のみを含む。)の場合は、下記に署名押印して下さい。

【受領委任】私は、資源回収奨励金の受領を上記口座名義人に委任します。

年 月 日

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

様式第5号(第11条関係)

資源回収団体登録廃止届

年 月 日

(宛先) 八潮市長

団 体 名  
代表者住所  
代表者氏名  
連 絡 先

資源回収団体として活動を終了したいので、八潮市資源回収団体奨励金交付要綱第11条第1項の規定により届出します。

記

1 終 了 理 由

- 団体を解散し、活動を終了するため。  
団体は継続して活動するが、資源回収事業を終了するため。  
その他 ( )

2 終了(予定)年月日 年 月 日

3 添 付 資 料

- 終了理由が明示されるもの ( )  
その他 ( )

記入者住所  
記入者氏名  
記入者連絡先

様式第1号（第6条関係）

（令7告示111・全改）

様式第2号（第7条関係）

（令7告示111・全改）

様式第3号（第8条関係）

（令7告示111・全改）

様式第4号（第9条関係）

（令7告示111・追加）

様式第5号（第11条関係）

（令7告示111・追加）